

監査監第1736号  
令和5年3月30日

さいたま市長 清水 勇人 様  
さいたま市議会議長 中島 隆一 様

さいたま市監査委員 大内 美幸  
同 工藤 道弘  
同 江原 大輔  
同 渋谷 佳孝

工事監査結果報告書の提出について(通知)

地方自治法第199条第4項の規定に基づき工事監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別添のとおり提出します。

# 工事監査結果報告書

## 1 基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準に準拠して監査を行った。

## 2 監査の対象

### (1) 対象課所

総務局

危機管理部

危機管理課

環境局

施設部

環境施設管理課、西部環境センター、東部環境センター、

クリーンセンター大崎、大宮南部浄化センター、クリーンセンター西堀

都市局

まちづくり推進部

まちづくり総務課、区画整理支援課、日進・指扇周辺まちづくり事務所、

東浦和まちづくり事務所、浦和西部まちづくり事務所、

与野まちづくり事務所

### (2) 監査の範囲

令和2年度繰越工事、令和3年度及び令和4年度（令和4年6月末日現在）に契約した工事のうち、最終契約金額が1,000万円以上の次に掲げる工事を対象とした。

また、令和3年度及び令和4年度（令和4年6月末日現在）に契約した施設修繕のうち、次に掲げる施設修繕を対象とした。

担 当		工 事 名
環境局 施設部	環境施設管理課	①（仮称）新清掃事務所建設（建築）工事
		②（仮称）新清掃事務所建設（電気設備）工事
		③（仮称）新清掃事務所建設（機械設備）工事
都市局 まちづくり推進部	日進・指扇周辺まちづくり事務所	④指扇土地区画整理事業 区画道路築造外工事（R3）
	東浦和まちづくり事務所	⑤東浦和第二土地区画整理事業 道路整備工事（区4. 3-40号線外1路線）
	与野まちづくり事務所	⑥南与野駅西口土地区画整理事業 区9-7号線道路築造外工事（2-2）

担 当		施 設 修 繕 名
総務局 危機管理部	危機管理課	①さいたま市危機管理センター空調設備修繕
環境局 施設部	西部環境センター	②さいたま市西部環境センタートロンメルスラストローラー交換外修繕
	東部環境センター	③さいたま市東部環境センタークレーン設備定期整備修繕
	クリーンセンター 大崎	④さいたま市クリーンセンター大崎切断機油圧配管修繕
	大宮南部浄化センター	⑤さいたま市大宮南部浄化センター脱水機外定期整備修繕
	クリーンセンター 西堀	⑥さいたま市クリーンセンター西堀し尿細目ドラムスクリーン外定期整備修繕
都市局 まちづくり推進部	まちづくり総務課	⑦浦和センチュリーシティ地下駐車場 給気ファン部品交換修繕
	区画整理支援課	⑧組合区画整理事業推進事務所 気中負荷開閉器更新修繕
	浦和西部まちづくり事務所	⑨さいたま市浦和西部まちづくり事務所男子トイレ洋式化修繕

### 3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1) 計画

建築工事の計画通知関係書類など、関係法令に基づく必要な書類が適切に整備されているか。

(2) 設計

法令等に適合した設計となっているか。

(3) 積算

積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。

(4) 契約

設計書及び仕様書は適正に作成されているか。

(5) 施工

ア 法令等を遵守して施工されているか。

イ 現場の安全管理は適切に行われているか。

(6) 検査

検査調書等検査記録は整備されているか。

#### 4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、関係法令等に基づき事務手続等が適正に執行されているか、リスクの顕在化を防止するための内部統制が適正に整備・運用されているかについて、関係職員から説明を聴取するとともに、書類調査及び現場調査を実施した。

#### 5 監査の実施場所及び日程

##### (1) 実施場所

監査事務局及び現地

##### (2) 監査期間

令和4年10月27日（木）から令和5年3月27日（月）まで

#### 6 監査の結果

おおむね適正に行われているものと認められた。ただし、事務等の一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

##### (1) 工事

###### ア （仮称）新清掃事務所建設（建築）工事

###### (ア) 施工

軽微な設計変更に係る受注者との工事現場連絡票による協議において、決裁を得ずに主任監督員や監督員が設計変更の指示や承諾を行っているが、軽微な設計変更の決定は課長の専決事項であることから、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

###### (イ) 検査

工事検査の報告に係る手続において、工事完成検査調書を課長の決裁で処理しているが、工事検査の報告に関することは部長の専決事項であることから、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【環境局 施設部 環境施設管理課】

###### イ （仮称）新清掃事務所建設（電気設備）工事

###### (ア) 計画

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく手続において、工事に着手する前に市長への通知がなされていないことから、同法第11条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

###### (イ) 施工

軽微な設計変更に係る受注者との工事現場連絡票による協議において、決裁を得ずに主任監督員や監督員が設計変更の指示や承諾を行っているが、軽微な設計変更の決定は課長の専決事項であることから、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

###### (ウ) 検査

工事検査の報告に係る手続において、工事完成検査調書を課長の決裁で処理

しているが、工事検査の報告に関することは部長の専決事項であることから、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【環境局 施設部 環境施設管理課】

ウ (仮称) 新清掃事務所建設 (機械設備) 工事

(ア) 計画

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく手続において、工事に着手する前に市長への通知がなされていないことから、同法第11条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

(イ) 施工

軽微な設計変更に係る受注者との工事現場連絡票による協議において、決裁を得ずに主任監督員や監督員が設計変更の指示や承諾を行っているが、軽微な設計変更の決定は課長の専決事項であることから、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

(ウ) 検査

工事検査の報告に係る手続において、工事完成検査調書を課長の決裁で処理しているが、工事検査の報告に関することは部長の専決事項であることから、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【環境局 施設部 環境施設管理課】

エ 東浦和第二土地区画整理事業 道路整備工事 (区4. 3-40号線外1路線)

(ア) 施工

- a 1回目の工期延長の手続において、工期延長請求書を所長の決裁で処理しているが、工期延期の決定に関することは部長の専決事項であることから、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。
- b 高さが2m以上の開口部付近での作業において、墜落による労働者の危険を防止するための措置を行っておらず、労働者に危険を及ぼすおそれがあることから、労働安全衛生規則第519条に基づき、適正に受注者を指導・監督すべきである。
- c 土留めを要する掘削作業において、一部の矢板に切ばり及び腹起しが設置されておらず、矢板の変形等による労働災害などのおそれがあることから、建設工事公衆災害防止対策要綱 (土木工事編) 第47に基づき、適正に受注者を指導・監督すべきである。

【都市局 まちづくり推進部 東浦和まちづくり事務所】

オ 南与野駅西口土地区画整理事業 区9-7号線道路築造外工事 (2-2)

(ア) 設計

組立4号マンホールの新設において、マンホールの全深さが5mを超える場合には、3~5m毎に昇降時の安全対策と弁類の維持管理のための踊り場を設けるべきところ、未設置となっていることから、さいたま市公共下水道管きょ設計指針に基づき、適正な設計を行うべきである。

(イ) 契約

週休2日ステップアップ工事の適用において、現場着手日から現場完了日に1か月以上を要する案件が適用対象となっているにもかかわらず、当該期間が1か月に満たない本件工事を当該取組の適用対象とする旨を告示して発注し、結果として週休2日を達成した増額変更を行っていることから、さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）実施要領に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

(ウ) 施工

高さが2m以上の開口部付近での作業において、墜落による労働者の危険を防止するための措置を行っておらず、労働者に危険を及ぼすおそれがあることから、労働安全衛生規則第519条に基づき、受注者を指導・監督すべきである。

【都市局 まちづくり推進部 与野まちづくり事務所】

なお、施工上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善等の指導を行った。